

## (仮称) 幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設等の運営に関する基準を定める条例の制定について

### 1 目的について

保育施設については、量の拡充とともに保育の質の確保が大変重要です。本年10月から国の幼児教育・保育の無償化が実施される予定ですが、認可外保育施設については、国の指導監督基準を満たさない施設であっても経過措置として5年間は無償化の対象となる予定です。

これに対し、全国市長会から保育の質の確保を求める意見が出され、国と地方の協議を経て、国から無償化の対象となる認可外保育施設の範囲について地域の実情に応じて自治体の条例で定めることを認める方針が示されました。

これらを踏まえ、幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設等の運営に関する基準を定める条例の制定に向け検討を進めているところです。

なお、本市としては、これら認可外保育施設についても、保育の質の向上を図っていく予定です。

### 2 市内認可外保育施設の現状について

- ・市内認可外保育施設のうち、企業主導型及び事業所内保育型以外の一般認可外保育施設12か所を調査（既に廃止を予定している施設及び公立施設等は除く。）
- ・調査結果

国の指導監督基準のいずれかの項目を満たしていない施設が12か所中、9か所あり

※ハード基準（施設・設備基準等）を満たしていない施設・・・9か所

※ソフト基準（従事者、保育内容等）を満たしていない施設・・・8か所

### 3 条例案の骨子について

本市においては無償化対象に係る経過措置にかかるわらず、国の指導監督基準を満たす認可外保育施設等について無償化の対象施設とすべく検討しています。

#### 1 総則

目的、定義、基本理念等を規定

#### 2 責務

市、事業者（保育施設設置者）及び利用者（保護者）の役割と責務を規定

#### 3 認可外保育施設等の運営に関する基準

国の指導監督基準のうち、ソフト面の充足を規定（具体的事項は規則委任の予定）

- ・保育に従事する者の数及び資格（乳幼児数に対する従事者の割合、有資格者の数など）
- ・非常災害に対する措置（消防計画の策定、避難訓練の定期的実施など）
- ・保育内容（保育計画の作成と実行、保育従事者の専門性向上、関係機関との連携など）
- ・給食（衛生管理、食事内容など）
- ・健康管理、安全確保（乳幼児の発育チェック、乳幼児や職員の健診実施、感染症対応など）
- ・利用者への情報提供（利用者へのサービス内容の説明、契約内容の書面交付など）
- ・備える帳簿（労働基準法等に基づく帳簿の整備、職員や在籍乳幼児に関する記録の整備など）

#### 4 附則

・施行期日（関係法令の施行の日から施行：2019年10月1日の予定）

・準備行為（条例の施行日前においても準備行為ができる旨規定）

・条例の見直し（無償化の経過措置期間（5年）内に必要な見直しを行うことができる旨規定）

### 4 今後のスケジュールについて

平成31年4月 条例（案）についてパブリックコメントを実施（1か月間）

6月 6月議会において条例議案提案